

住民の皆さまへお知らせ【第45号】

平成24年12月28日発行

発行・編集 丸森町原発事故対策室
問い合わせ先 ☎87-7658

<町内の空気中の放射能測定結果について>

町内保育所・小学校・中学校等の空気中の放射線量測定結果【定点測定日12月21、25、26日】

(単位：マイクロシーベルト/時)

測定場所	定点測定値	MP	現場保管場所	測定場所	定点測定値	MP	現場保管場所
丸森たんぼぼこども園	0.08			大内小学校	0.12	★	0.10
丸森小学校	0.11	★	0.11	小斎小学校	0.09	★	0.09
羽出庭分校	0.13	★		館矢間保育所	0.10		0.12
丸森中学校	0.09	★		館矢間小学校	0.08	★	0.10
金山保育所	0.14		0.15	大張児童館	0.16		0.16
金山小学校	0.09	★	0.12	大張小学校	0.14	★	0.15
筆甫保育所	0.17			耕野児童館	0.17		
筆甫小学校	0.10	★		耕野小学校	0.13	★	
大内保育所	0.12		0.13				

※保育所、児童館は園庭等の中心部一箇所を地面から50cmの高さで測定。モニタリングポストは、小学校50cm、中学校100cmの位置で測定しています。

※和田保育所、啓明小学校、旧丸森東中学校、旧大内中学校および旧丸森西中学校の測定結果は裏面に記載しております。※表に★印(MP:モニタリングポスト設置施設)がある定点測定値は、モニタリングポストの計測値の小数点第三位を四捨五入してお知らせしています。(今回は、12月26日午後2時の計測値です)

※現場保管場所の測定は、埋設した場所の中心点(高さ50cm)で計測しています。

<町内戸建住宅除染のための同意書または確認書を未提出の方は至急返送願います>

町内の戸建住宅(皆さまのお宅)の除染を実施するために提出していただく同意書の提出について、ご協力をいただきありがとうございます。12/27現在で約7割の返送をいただいております。同意書もしくは確認書がまだお手元にある方は、資料を確認していただき、お急ぎ同封の返信用封筒にて返送いた

だきますようお願いいたします。

なお、同意書提出のための確認資料が届いていない方は、ご連絡いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：原発事故対策室
☎87-7658

除染土を保管するための仮置場の進ちょく状況についてお知らせします

地区	行政区などの単位	進ちょく状況	地区	行政区などの単位	進ちょく状況
筆甫	川平地区	造成工事中	大内	黒佐野地区	測量設計業務完了
筆甫	川平地区を除く筆甫地区	造成工事中	大内	南伊手地区	測量設計業務完了
大内	青葉地区	測量設計業務完了	大内	七夕地区	測量設計業務完了
大内	佐野地区	測量設計業務完了	大内	横手地区	測量設計業務完了

このほかの地区についても、場所の決定に向けて住民説明会を開催しています。除染を円滑に実施するために、仮置場の設置についてご協力をお願いいたします。

各課等からのお知らせ

<町民税務課から>

焼却灰を保管するための保管袋を配布しています

町では、ご家庭の薪風呂や薪ストーブなどから出た焼却灰の保管袋を配布しています。

配布枚数 1世帯あたり5枚以内

配布場所

丸森地区の方 ➡ 役場(町民税務課町民生活班)
その他の地区の方 ➡ 各地区まちづくりセンター
※受け取る際、受領簿に住所、氏名等の記入をお願いします。

焼却灰などで1kgあたり8,000ベクレル以上の放射性物質を含む廃棄物は、国が責任をもって処分することになっており、現在、最終処分場設置の検討が進んでいます。町では、それにあわせて焼却灰の放射線量検査や収集方法について検討中です。

具体的な対策が決まるまで、焼却灰はご家庭での保管をお願いいたします。

問い合わせ先：町民税務課町民生活班
☎72-3012

町が実施した測定結果について

※過去の数値等は、丸森町のホームページでご覧いただけます。
<http://www.townmarumoriyagi.jp/genpatsu/nousan/nousan.html>

◆検査委託先：東北大学

(単位：ベクレル/kg)

種別	採取日	採取場所	放射性セシウム	種別	採取日	採取場所	放射性セシウム
大根	11/28	耕野(沼)	不検出	ゆず	11/30	大内(黒佐野)	87
つぼみ菜	11/29	耕野(沼)	不検出	キャベツ	12/6	耕野(中丸)	不検出
聖護院大根	11/29	耕野(沼)	不検出	白ささぎ豆	12/10	耕野(火石坂)	不検出
食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の基準値							< 100

※1 検出下限値は1ベクレル/kg以下です。不検出とは、放射性物質が1ベクレル/kg未満という意味です。
※2 「検出下限値」とは、その分析法で検出できる最低濃度のことをいいます。

◆検査委託先：宮城県公衆衛生協会(単位：ベクレル/kg)

種別	採取日	採取場所	放射性セシウム			
			134	検出下限値	137	検出下限値
水道水(浄水)	12月13日	石羽	不検出	0.6	不検出	0.6
		黒佐野	不検出	0.6	不検出	0.6
		筆甫	不検出	0.6	不検出	0.7
水道水(原水)	12月13日	石羽	不検出	0.6	不検出	0.6
		黒佐野	不検出	0.5	不検出	0.7
		筆甫	不検出	0.7	不検出	0.8
食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の基準値						< 10

